

教 育 委 員 会 9 月 定 例 会 議 事 録

会議名 教育委員会 9 月定例会

開催日 令和 4 年 9 月 29 日（木）午前 11 時 00 分～午前 11 時 33 分

開催場所 議会棟 4 階 第 1 委員会室

出席者 高須教育長、藤田教育長職務代理人、玉井委員、秋元委員、中川委員、中澤委員

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、宮永学校教育部部长、若林教育監兼総合教育研修センター所長、籠本教育監、中村社会教育部長、三宅社会教育部部長、赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長、辻社会教育部次長兼社会教育課長、野岸文化スポーツ室長兼課長、阪本施設給食課長、大坪施設給食課長、牧野学務課長、古田教育指導課長、村瀬総合教育研修センター課長、山口文化スポーツ室課長、山本中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長、大野青少年課長、坂本教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、當房（教育政策総務課担当）

○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会 9 月定例会を始めます。

本日の署名委員は、藤田委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が 3 件、議決事項が 1 件でございますが、追加議案として報告第 21 号「職員の復職について」及び報告第 22 号「市長からの意見聴取について」が提出されております。

そこで、報告第 21 号「職員の復職について」及び報告第 22 号「市長からの意見聴取について」を追加し、報告第 20 号の後に、報告第 21 号、報告第 22 号の順で審議することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局のほうから説明をお願いいたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を確認いたします。

教育委員会定例会の議案書、追加議案書、別冊資料として「議案第 31 号 令和 3 年

度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果について」の3点ございます。

なお、教育長及び委員の皆様には、報告第18号から報告第21号に関する資料も配付しております。個人情報の含まれた資料でございますので、会議終了後、机上に置いてお帰りください。

以上でございます

○高須教育長

それでは、議案書1ページ、「8月・9月の教育委員会一般事務報告」についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

8月・9月の一般事務報告をいたします。

8月29日から9月21日まで開催されました令和4年9月市議会定例会でございますが、8月29日に予算決算常任委員会(全体会)、31日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会(分科会)、9月5日に予算決算常任委員会(全体会)が開催されました。また、9月7日から9日まで一般質問が行われ、9月15日に文教生活常任委員会協議会が開催されました。

なお、8月の教育委員会定例会において御承認いただきました「市長からの意見聴取」に関する議案につきましては、9月市議会定例会において可決されましたこと、併せて御報告いたします。

次に、8月30日に教育行政事務の点検・評価会議を開催いたしました。

次に、本日9月29日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況につきまして御報告いたします。

8月11日から9月10日まで、全体で14件ございました。そのうち、新規の後援が2件ございまして、1件目は、子供たちが働くことの面白さを学び、地域で働く大人との触れ合いを通じ、社会で働くことへの理解を深めることを目的とした、こども夢の商店街実行委員会による「こども夢の商店街」、2件目は、様々なスポーツの体験を通じ、スポーツの楽しさや魅力を感じ、今後の成長に向けての選択肢を広げることを目的とした、一般社団法人寝屋川青年会議所による「ねや川ミライスポーツプロジェクト」でございます。

その他、継続の後援が12件で、1件目は、寝屋川囲碁将棋連盟による「第11回寝屋川市小中学生囲碁将棋大会」、2件目は、寝屋川市障害児者教育進路懇談会実行委員会による「第44回障害児者のための教育進路懇談会」、3件目は、寝屋川市グラウンド・ゴルフ協会による「第33回秋季グラウンド・ゴルフ大会兼明倫社杯グラウンド・ゴルフ大会」、4件目は、「非核平和のための寝屋川戦争・原爆展」実行委員会による「2022非核平和のための寝屋川戦争・原爆展」、5件目は、寝屋川文化芸術祭実行

委員会による「令和４年度寝屋川文化芸術祭」、６件目は、一般社団法人ねやキッズ実行委員会による「ワークタウン ねや川 ねやキッズ2022」、７件目は、寝屋川市美術協会による「第22回駅前ギャラリー」、８件目は、全国友の会 大阪友の会による「家事と家計の講習会」、９件目は、日本書道芸術院による「第62回日本書道芸術院展」、10件目は、寝屋川市民管弦楽団による「ファミリーコンサート2022」、11件目は、寝屋川市スポーツ振興連盟による「秋の市民ハイキング」、12件目は、寝屋川中央ライオンズクラブによる「ライオンズクラブ国際協会 第35回国際平和ポスターコンテスト」でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局からほかに報告はございますか。

では、ないようですので、次に２ページ、「９月・10月教育委員会行事計画書」についてお伺いします。

事務局から何かございますか。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

９月・10月の行事計画を御説明いたします。

まず、10月４日に予算決算常任委員会(文教生活分科会)、10月６日に令和４年10月市議会臨時会、10月12日に予算決算常任委員会(後期全体会)が開催される予定でございます。

次に、10月17日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会の開催を予定しております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局からほかにございますか。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

９月・10月の行事計画を御説明いたします。

10月１日に中学校体育大会、10月２日に小学校運動会が開催されます。昨年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加者は児童・生徒、保護者、教職員のみとし、来賓及び地域の方々の参加、御案内は控えさせていただき、規模を縮小した形で実施いたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局からほかにございますか。

はい、牧野課長。

○牧野学務課長

9月・10月の行事計画を御説明いたします。

10月9日に市立幼稚園、4園におきまして運動会が行われます。新型コロナウイルス感染予防のため、昨年度同様、出席者の縮小、時間の短縮など、感染症対策を行った上で実施いたします。

参加者につきましては、在園児、保護者、教職員のみとし、地域の方々や来賓の方々への御案内は控えさせていただきます。また、午前中で運動会を終了し、昼食はなしといたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局からほかにごありますか。

はい、山口課長。

○山口文化スポーツ室課長

9月・10月の行事計画を御説明いたします。

10月16日、午前9時から打上川治水緑地において、「2022エンジョイフェスタ in ねやがわ」を開催させていただきます。コロナ禍等により3年間中止になっておりましたが、今年度につきましては、感染予防対策を講じながら実施いたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局からほかにごありますか。

では、ないようでございますので、「9月・10月教育委員会行事計画書」については、予定どおり、よろしくお願いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第18号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第18号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

4ページを御覧ください。本職員は中央図書館の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和4年9月7日から令和4年11月6日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、報告第18号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、5ページでございます。

議案第19号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第19号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

6ページを御覧ください。本職員は文化スポーツ室の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和4年9月11日から令和4年10月10日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

ないようですので、報告第19号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、7ページでございます。

報告第20号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第20号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

8 ページを御覧ください。

本職員は社会教育課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和4年9月20日から令和4年10月19日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第20号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、追加議案に移ります。

追加議案書1ページでございます。

報告第21号「職員の復職について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第21号、職員の復職につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

追加議案書2ページを御覧ください。

本職員は社会教育課の職員で、令和4年10月19日までの休職発令を行いましたが、この度、復職可能の診断書が提出され、令和4年9月28日からの復職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第21号「職員の復職について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、追加議案書3ページでございます。

報告第22号「市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第22号、市長からの意見聴取につきまして、令和4年10月市議会臨時会に付議される議案の教育委員会関係分については異議がないものとして回答するに当たり、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

追加議案書4ページを御覧ください。債務負担行為補正でございます。

まず、1、追加でございます。これは債務負担行為の追加でございます、「親子給食方式による学校給食調理業務委託(市立啓明小学校・市立第九中学校、市立三井小学校・市立第十中学校、市立田井小学校・市立第三中学校、市立桜小学校・市立第二中学校、市立点野小学校・市立第八中学校)」につきましては、令和5年度から親子給食を実施するに当たり、今年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

期間は令和4年度から令和7年度、限度額は6億4,394万1千円でございます。

次に、「学校給食調理業務委託(市立第一中学校・市立第四中学校・市立第五中学校・市立第六中学校・市立第七中学校・市立友呂岐中学校・市立中木田中学校)」につきましては、令和6年度の給食センターの開設までの1年間、温かい給食を提供するため、今年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

期間は令和4年度から令和5年度、限度額は3億3,637万円でございます。

次に、「代替給食調理業務委託(市立楠根小学校)」につきましては、令和5年度の1年間、引き続き楠根小学校の給食調理を木田小学校にて行うため、今年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

期間は令和4年度から令和5年度、限度額は2,416万5千円でございます。

次に、「学校給食調理業務委託(市立梅が丘小学校)」につきましては、令和5年度の1年間、引き続き梅が丘小学校にて給食調理を行うため、今年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

期間は令和4年度から令和5年度、限度額は1,911万8千円でございます。

次に、「学校給食調理業務委託(市立木田小学校、市立宇谷小学校)」につきましては、親子給食方式による学校給食調理業務委託に係る債務負担行為の設定に伴い、令和4年3月市議会定例会で承認された債務負担行為の事項を変更する必要があることから、改めて債務負担行為を設定するものでございます。

期間は令和4年度から令和9年度、限度額は1億6,598万5千円でございます。

次に、2、廃止でございます。これは、債務負担行為の廃止でございます、「学校給食調理業務委託(市立啓明小学校・市立木田小学校・市立宇谷小学校・市立点野小学校)」、期間は令和4年度から令和9年度、限度額5億2,834万5千円につきましては、令和4年3月市議会定例会で債務負担行為が承認されましたが、当該給食調理業務の契約期間等を整理するため、廃止し、先述のとおり改めて債務負担行為を設定

するものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、報告第22号「市長からの意見聴取について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、議決事項に移ります。

議案書9ページでございます。

議案第31号「令和3年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第31号、令和3年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果に関する報告書について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」を経て、「令和3年度教育に関する事務の点検・評価報告書」を作成いたしましたので、市議会へ報告書を提出するとともに、市民へ公表するためでございます。

別冊資料の令和3年度教育に関する事務の点検・評価報告書を御覧ください。

まず、1ページ目は、点検・評価方法についてでございます。点検評価の対象は、「寝屋川市教育大綱」の実現に向け、計画的に施策・事業の取組を推進するために策定した「寝屋川市教育大綱実施計画」に基づいた主な事業でございます。

次に、3ページ以降は、教育改革重点取組『「考える力」を育む教育』から、教育改革重点取組『市民が活躍できる環境づくり』の点検評価の結果でございます。

個別の内容につきましては、既に「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」においてお示しをさせていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第31号「令和3年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局のほうから報告事項があればお願いします。

では、ないようでございますので、これをもちまして教育委員会 9 月定例会を終了いたします。